（契約の種類）

第五十三条　法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券についての法第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第十六号若しくは令第一条の十二第二号に掲げる行為又は同項第十七号に掲げる行為を行うことを内容とする契約

二　デリバティブ取引についての法第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第十六号若しくは令第一条の十二第二号に掲げる行為又は同項第十七号に掲げる行為を行うことを内容とする契約

［三・四　略］

（届出業務）

第六十八条　法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～十八　略］

十九　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産（暗号資産を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二十～二十二　略］

二十三　資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業

二十四　［略］

（その他業務の承認申請）

第七十条　［略］

２　前項の承認申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　当該業務に係る損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項

イ　当該業務に係る損失の危険相当額（第一種金融商品取引業を行う者にあっては、第百七十八条第一項第一号に規定する市場リスク相当額、同項第二号に規定する取引先リスク相当額及び同項第三号に規定する基礎的リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法

［ロ～ヘ　略］

［三・四　略］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

２　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為（法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行う者に限る。第二号において同じ。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一～四　略］

（契約の種類）

第五十三条　［同上］

一　有価証券についての法第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第十六号に掲げる行為又は同項第十七号に掲げる行為を行うことを内容とする契約

二　デリバティブ取引についての法第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第十六号に掲げる行為又は同項第十七号に掲げる行為を行うことを内容とする契約

［三・四　同上］

（届出業務）

第六十八条　［同上］

［一～十八　同上］

十九　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二十～二十二　同上］

二十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業

二十四　［同上］

（その他業務の承認申請）

第七十条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　当該業務に係る損失の危険相当額（第一種金融商品取引業を行う者にあっては、第百七十八条第一項第一号に規定する市場リスク相当額及び同項第二号に規定する取引先リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法

［ロ～ヘ　同上］

［三・四　同上］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］